

## **佐賀県告示第 28 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり  
道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 8 年 1 月 30 日から同年 3 月 2 日まで佐賀  
県国土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 30 日

佐賀県知事 山口祥義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 204 号	伊万里市黒川町黒塩字飛石 2109 番 1 地内 から 伊万里市黒川町黒塩字飛石 2109 番 1 地内 まで	令和 8. 1. 30